

平成 2 2 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 2 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成22年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第2回) 議事録

1. 平成22年11月2日 四條畷市交野市清掃施設組合2階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 皿海 ふみ	2 番議員 野口 陽輔
3 番議員 友井 健二	4 番議員 黒田 実
5 番議員 谷 巖	6 番議員 栗原 俊子
7 番議員 佐藤 誠	8 番議員 曾田 平治
9 番議員 岸田 敦子	10 番議員 山本 富子
11 番議員 平野 美治	12 番議員 大川 泰生

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 田中 夏木	副管理者 中田 仁公
副管理者 大井 俊道	
四條畷市市民生活部長 長谷 俊延	
交野市環境部長 青山 勉	

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 北崎 文雄	資源循環施設整備室長 西端 善夫
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹	
事務局次長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一	
資源循環施設整備室副参事 中奥 雅俊	
資源循環施設整備室長代理 明田 清孝	
総務課長 太田 広治	
管理課長 上村 悟司	

1. 議事日程次のとおり

日程第1 議会議案第1号 議席の指定について	
日程第2	会議録署名議員指名

- 日程第3 会期決定について
- 日程第4 議会議案第2号 議長の選挙について
- 日程第5 報告第1号 平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計継続費清算報告書の報告について
- 日程第6 報告第2号 平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第7 認定第1号 平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第3号 四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第4号 管理者の選任について
- (時に13時58分)

1. 副議長(平野美治君) 皆さん、こんにちは。本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回が招集されましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙のところご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

本日の議会は交野市さんの役員改選によりまして議長が空席となっておりますので、議長選出までの間、議長を務めさせていただきます。副議長の平野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、ご承知のとおり、去る8月29日に四條畷市市長選挙、9月5日には交野市長選挙が行われまして、田中四條畷市長、中田交野市長におかれましては、見事に当選をされましたこと心からお喜びを申し上げます。

また、四條畷市より選出の土井議員につきましては、去る7月21日付にて議長あてに辞職願の提出があり、辞職を許可いたしましたので、会議規則第144条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

また、同じく扇谷議員につきましても、公職選挙法第90条の規定により8月22日をもって議員を辞することになりましたので、あわせてご報告を申し上げます。つきましては、四條畷市より新たに山本議員、佐藤議員がご就任されました。どうぞよろしく願いいたします。

交野市では去る10月1日付にて役員改選が行われまして、栗原議員、友井議員におかれましては、引き続きご就任をいただいております。また、坂野議員、中上議員、三浦議員、坂本議員にかわりまして、新たに谷議員、黒田議員、野口議員、皿海議員がご就任されました。今後ともよろしく願い申し上げます。

ただいまから平成22年度四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回を開会いたします。

開会に当たりまして、管理者職務代理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者職務代理者、どうぞ。

1. 管理者職務代理者（田中夏木君） 皆さん、こんにちは。管理者職務代理者の四條畷市長田中夏木でございます。平成22年第2回四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は議員の皆様におかれましては何かとお忙しい中をご出席を賜り、まことにありがとうございます。

先ほど平野副議長さんからご報告がございましたとおり、四條畷市では土井議員さん、扇谷議員さんにかわりまして、山本議員さん、佐藤議員さんがご就任されました。また、交野市では栗原議員、友井議員におかれましては引き続きご就任をいただいております、坂野議員さん、中上議員さん、三浦議員さん、坂本議員さんにかわりまして、新たに谷議員さん、黒田議員さん、野口議員さん、皿海議員さんがご就任されました。ご就任いただきました皆様には、今後ともよろしく本組合運営にお力添えいただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の定例会の案件は報告が2件と議会議案としてご提案いただいております交野市さんの市議会の役員改選に伴います議長の選挙、また私どもからご提案申し上げます案件は平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の認定、また条例関係といたしまして四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、そして管理者の選任についてをお願いいたしております。よろしくご審議を賜り、ご認定並びにご可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日の定例会終了後、少々お時間をいただきまして、新ごみ処理施設整備事業計画地における土壌・土質等調査結果報告書の概要について及び新ごみ処理施設に係る環境影響調査の取り組み状況につきましてご報告を申し上げたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1. 副議長（平野美治君） ありがとうございます。

それでは次に、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それでは、ご報告申し上げます。

本日の会議におけます議員の出席状況につきましてご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。去る4月27日には

平成21年度に係る3月分を、5月26日には平成21年度に係る4月分及び平成22年度に係る4月分を、6月30日には平成21年度に係る5月分及び平成22年度に係る5月分を、7月29日には6月分を、8月31日は7月分を、9月24日には8月分を、10月29日には9月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長または副議長あてに提出されておりますので、お手元に配付させていただいてございます。なお、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、あわせてご報告申し上げます。

以上でご報告終わらせていただきます。

1. 副議長（平野美治君） 引き続きまして、事務局より議事日程の報告をいたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 副議長（平野美治君） 日程第1、議会議案第1号議席の指定についてを議題といたします。

事務局をして朗読をいたさせます。事務局、どうぞ。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 副議長（平野美治君） 議席の指定につきましては、会議規則第4条第2項の規定により議長において議席指定を申し上げます。

ただいまの席を議席といたしますので、ご了承いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副議長（平野美治君） ご異議なしと認めます。

それでは、議席指定を申し上げます。1番皿海議員、2番野口議員、3番友井議員、4番黒田議員、5番谷議員、6番栗原議員、7番佐藤議員、8番曾田議員、9番岸田議員、10番山本議員、11番私平野でございます、12番大川議員、以上の議席をもって決定をいたします。

日程第2、会議録署名議員指名を議題といたします。

本日の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により議長において指名を申し上げます。6番栗原議員、7番佐藤両議員を指名をいたします。

日程第3、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成22年11月2日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回における会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副議長（平野美治君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第4、議会議案第2号議長の選挙についてを議題といたします。

事務局をして朗読をいたさせます。事務局、どうぞ。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 副 議 長（平野美治君） なお、従来からの申し合わせによりまして、議長は交野市、副議長は四條畷市となっております。本件の議長選挙につきましては、交野市の派遣議員さんの中からお推挙願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副 議 長（平野美治君） ご異議なしと認めます。

ここで暫時休憩に入らせていただきます。

（時に14時08分）

1. 副 議 長（平野美治君） 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

（時に14時19分）

1. 副 議 長（平野美治君） 休憩中に議長の選挙につきまして交野市の派遣議員のご一同をお願いをいたしました結果をご報告をお願いいたします。友井議員さんのほうからよろしくお願ひいたします。

1. 3 番議員（友井健二君） 交野市の友井でございます。貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。別室におきまして議長の選挙の件について協議をいたしました結果、議長には交野市から黒田議員を推挙したいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 副 議 長（平野美治君） ご苦労さまでございました。

ただいま交野市の友井議員よりご報告がございましたとおり、議長には黒田議員をご推挙されました。

ここでお諮りいたします。日程第4、議会議案第2号議長の選挙につきましては、ただいまご推挙されました黒田議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副 議 長（平野美治君） ご異議なしと認めます。よって、議会議案第2号議長の選挙につきましては、推挙のとおり当選されました。本日付にて黒田議員を議長として告知申し上げます。

それでは、黒田議員に議長就任のごあいさつを受けることにいたします。よろしくお願ひいたします。

1. 4 番議員（黒田 実君） ただいまご推挙、そしてご信任をいただきました交野の黒田実でございます。これからの来年までの1年間、平野副議長とともに、平野副議長は多分途中でかわられるかもしれないですけども、平野副議長とともに四條畷市交野市両市の衛生的な暮らしをこれからも引き続きしっかりと守るために、そしてまた新たな新ごみ処理場建設に向けて円滑にいけます

ように、皆様方の活発なご議論と、そしてまた円滑な議会運営に精いっぱい努めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任に際しましたのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

1. 副議長（平野美治君） ありがとうございました。

皆様には何かとご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは、新しい議長と交代いたしますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

1. 議長（黒田実君） それでは、議事を続行させていただきます。

日程第5、報告第1号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計継続費清算報告書の報告についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（黒田実君） 朗読が終わりましたので、理事者より継続費清算報告書の内容説明をいたさせます。事務局次長。

1. 事務局次長兼会計課長（奥田浩樹君） それでは、ご報告申し上げますので、恐れ入りますが、議案書報告第1号の次のページにございます報告書をごらんいただきたいと存じます。

平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計継続費清算報告書でございます。

（款）4建設事業費（項）1建設事業費、事業名新ごみ処理施設整備基本計画書作成事業でございます。この事業は平成20年度から21年度の2カ年にわたります継続事業となっております。委託期間につきましては、平成21年1月20日から平成22年1月29日でございます。

まず、平成20年度の全体計画でございますが、年割り額250万円となっております。その財源内訳につきましては一般財源で250万円ということになってございます。

次に、右の欄、実績でございますが、支出済額250万円となっております。その財源内訳につきましては全体計画同様一般財源で250万円となっております。

次に、平成21年度の全体計画でございますが、年割り額599万5,000円となっております。その財源内訳につきましては一般財源で599万5,000円となっております。

次に、右の欄の実績でございますが、支出済額599万4,500円となっております。その財源内訳につきましては一般財源で599万4,500円となっております。比較につきましては、年割り額と支出済額の差をいたしまして500円となっております。その財源内訳につきましては一般財源で500円となっております。

次に、2カ年の合計ということで、全体計画でございますが、年割り額の計といたしまして849万5,000円となっております。その財源内訳につきましては一般財源849万5,000円となっております。

次に、右の欄の実績でございますが、支出済額849万4,500円となっております。その財源内訳につきましては一般財源で849万4,500円となっております。比較につきましては、年割り額と支出済額の差といたしまして500円となっております。その財源内訳につきましては一般財源で500円となったものでございます。

以上でご説明、ご報告とさせていただきます。

1. 議長（黒田 実君） 内容説明はお聞きの次第でございます。

本件は報告案件でございますが、この際でございますので、何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（黒田 実君） ないようでございますので、以上をもって報告第1号の報告を終了いたします。

日程第6、報告第2号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（黒田 実君） 朗読は終わりましたので、理事者より繰越計算書の内容説明をいたさせます。事務局次長。

1. 事務局次長兼会計課長（奥田浩樹君） それでは、ご報告申し上げたいと存じますので、恐れ入りますが、議案書報告第2号の次のページにございます繰越計算書をごらんいただきたいと存じます。

平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計継続費繰越計算書でございます。

（款）4 建設事業費（項）1 建設事業費、事業名新ごみ処理施設に係る環境影響調査事業でございます。この事業は平成20年度から平成23年度にわたります4カ年の継続事業でございます。継続費の総額でございますが、2億1,000万円となっております。

次に、平成21年度継続費予算現額でございますが、予算計上額3,600万円でございます。前年度繰越額はございませんので、そのまま計といたしまして3,600万円となっております。

次に、支出済額及び支出見込み額でございますが、平成21年度につきましては600万円でございます。残額といたしまして3,000万円となっております。この3,000万円を翌年度に繰り越



しをいたしますので、翌年度遞次繰越額といたしましては3,000万円ということになってございまして、その財源の内訳につきましては、一般財源の繰越金といたしまして2,000万円、特定財源の国府支出金といたしまして1,000万円となっております。

以上でご報告とさせていただきます。

1. 議長（黒田 実君） 内容説明はお聞きの次第でございます。

本件も報告案件でございますが、この際でございます、何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（黒田 実君） ないようでございますので、以上をもって報告第2号の報告を終了いたします。

日程第7、認定第1号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（黒田 実君） 朗読が終わりましたので、理事者より決算書の内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それでは、平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容につきまして、お手元の決算書に基づきましてご説明申し上げます。

事項別明細書の歳入の部から順次ご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。

それではまず、歳入の部、（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）清掃施設組合分担金でございますが、予算現額8億7,615万4,000円に対しまして、調定、収入済額いずれも同額となっております。内訳といたしましては、四條畷市から約46.12%に相当する4億412万円を、また交野市から約53.88%に相当する4億7,203万4,000円をそれぞれご負担いただいております。

次に、（款）（項）（目）繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして、予算現額567万3,000円に対しまして、調定、収入済額いずれも同額の567万3,092円となっております。

次に、（款）諸収入（項）（目）雑入でございますが、予算現額49万9,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも49万4,986円となっております。雑入の主要な内容でございますが、例年の職員の共済制度に係る手数料や、12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じますが、行政財産の使用料、工事に伴う電気、水道使用料の業者からの実費徴収、公用車購入に伴います環境対応車普及促進対策費補助金などとしての収入でございます。

次に、（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）建設事業費国庫補助金でございますが、予算

現額1,200万円に対しまして調定額1,200万円、収入済額は200万円となり、収入未済額が1,000万円となったものでございます。収入済額については、施設整備に関する環境影響調査に係る計画支援事業の交付金が事業実績に基づき交付された額でございます。

次に、(款) (項) 組合債 (目) 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債でございます。14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。この内容は、いわゆるフェニックス事業に伴います負担金に対する財源として、政府資金を利率1.3%、15年返済のうち3年据え置き条件により230万円を借り入れたものでございます。

以上の内容により平成21年度会計の歳入合計は、予算現額8億9,662万6,000円に対しまして調定額8億9,662万2,078円、収入済額8億8,662万2,078円となり、収入未済額1,000万円となったものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。16ページ、17ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出の部、(款) (項) 議会費 (目) 組合議会費でございます。予算現額278万1,000円に対しまして239万8,965円支出し、38万2,035円の不用額が生じてございます。

次に、(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費でございます。予算現額1億690万2,000円に対しまして約97.9%に相当する1億469万3,119円を執行し、差し引き220万8,881円が不用額となっております。

18ページ、19ページをお開きいただきたいと存じます。

一般管理費の主な支出でございますが、まず2給料で事務局職員5名分の給料1,751万6,600円を初め、3職員手当で1,102万4,140円を、4共済費で529万1,735円を支出いたしてございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんいただきたいと存じます。

9旅費では監査公平委員会、行政視察などに伴います職員随行旅費などで30万1,420円の支出を、11需用費では消耗品や印刷製本費等で88万413円を、12役務費では電話などの通信運搬費、火災保険料などで132万6,946円の支出を、13委託料では警備防災業務や計量事務等の業務、OA機器保守などの委託で475万5,867円の支出を、引き続き22ページ、23ページでございますが、14使用料及び賃借料におきましては複写機やOA機器の借り上げ料等で135万3,892円の支出を、15工事請負費では原水槽水中ポンプ取替工事といたしまして50万7,360円の支出を、18備品購入費では公用車の軽乗用車の購入などで104万4,554円の支出を、19負担金、補助及び交付金につきましては5,464万8,792円の支出をいたしております。その主なものは、公害健康被害補償等に関する法律に基づく汚染負荷量賦課金や、引き続き24ページから27ページにまたがっておりますが、監査公平委員会や全国都市清掃会議等の団体への負担金、地元協力金、構成両市からの派遣

職員給料相当額などの負担金、さらに施設の運転管理上必要な講習、研修、特別教育などの受講料などがございます。

次に、26ページ、27ページの（款）衛生費（項）清掃費（目）ごみ処理費でございます。予算現額6億7万4,000円に対し、約99.1%に相当する5億9,478万1,449円の支出を行い、差し引き529万2,551円の不用額となっております。支出の主な内容でございますが、2給料では清掃工場職員25名分の給料8,322万1,066円を初め、3職員手当等で1億836万9,749円の支出を、引き続き28ページ、29ページでございますが、4共済費として2,526万4,055円を、7賃金では臨時職員2名分の賃金239万5,440円の支出を、11需用費では施設の消耗品や公害対策薬品等の購入費、電気、水道などの光熱水費などで9,661万3,997円を支出いたしてございます。

次に、13委託料でございますが、8,321万8,853円を支出いたしておりますが、その主な内容につきましては、焼却灰などのフェニックスへの運搬業務委託料として1,477万182円の支出や、引き続き30ページ、31ページでございますが、焼却灰などの埋立処分委託料として2,224万4,250円のほか、電気保安管理や焼却施設、公害対策関連施設、設備装置の年次の保守点検整備事業、整備業務、ばいじん等及びダイオキシン類測定業務などの業務に要したもので、32ページ、33ページにかけまして記載してございます。

次に、34ページ、35ページをお開きいただきたいと存じます。

15工事請負費では、主に施設の安定した稼働のために必要な工事費といたしまして1億9,124万9,902円を支出いたしてございます。その主な内容は、2号炉のガス冷却塔内部の耐火物整備工事を初めとする焼却施設整備工事といたしまして1億7,514万円を、またクレーン整備工事で1,004万902円を、1号炉投入ホップ補修工事で306万6,000円を、1号炉火格子シャフト部水漏れ緊急補修工事で119万7,000円などが主なものでございます。

次に、16原材料費でございますが、補修工事用等の資材購入費といたしまして171万7,535円の支出をいたしております。

19負担金、補助及び交付金でございますが、焼却灰等の残渣処分先でございます、いわゆるフェニックスの整備事業の負担金といたしまして257万7,000円の支出をいたしてございます。

続きまして、（款）（項）建設事業費（目）新炉建設調査費でございますが、予算現額170万円に対しまして146万725円を支出し、差し引き23万9,275円の不用額となっております。その主な内容といたしましては、11需用費で事務消耗品費などで60万5,264円の支出を、引き続き36ページ、37ページをごらんいただきたいと存じます、14使用料及び賃借料では複写機の借り上げや説明会の会場借り上げなどで79万481円を支出してございます。

続きまして、（款）（項）建設事業費（目）新炉建設事業費でございますが、予算現額

4,315万1,000円に対しまして1,315万922円を執行し、継続費通次繰り越しとして3,000万円を翌年度に繰り越すものでございます。その主な内容は、8報償費の114万1,000円については、市民や学識経験者の皆様を委員とした新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会及び学識経験者のみで組織しました新ごみ処理施設処理方式検討委員会の開催に伴う委員の皆様方の報償費などがございます。

次に、13委託料では1,200万9,922円を支出いたしてございますが、主なものとして新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務のうち環境影響評価方法書作成作業に係る委託料として600万円を、新ごみ処理施設整備基本計画書作成業務に係る委託料として599万4,500円を支出いたしてございます。なお、継続費通次繰り越しの3,000万円は新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務の分であり、平成22年度に繰り越しを行ったものでございます。

次の38ページ、39ページをごらんいただきたいと存じます。

次に、(款) (項) 公債費でございますが、予算現額1億4,101万8,000円に対し、平成11年度から平成20年度の間借り入れました公債費の元利償還費として1億4,098万1,341円を支出いたしてございます。

最後に、(款) (項) (目) 予備費でございますが、予算現額100万円につきましては充当はなく、全額不用額となったものでございます。

以上により平成21年度会計の歳出合計は、予算現額8億9,662万6,000円に対し、執行率約95.6%に相当する8億5,746万6,521円の支出で、継続費通次繰り越し3,000万円となり、差し引き915万9,479円が不用額となったものでございます。

次に、41ページをごらんいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

先ほどご説明いたしましたとおり、歳入総額8億8,662万2,000円に対しまして歳出総額8億5,746万6,000円の支出となり、歳入歳出差し引き額は2,915万6,000円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源として継続費通次繰越額の2,000万円がございますことから、実質収支額は915万6,000円となった次第でございます。

次に、42ページ、43ページをごらんいただきたいと存じます。

財産に関する調書でございますが、公有財産の(1)土地及び建物につきましては、決算年度中での増減はございませんでした。

次の44ページをごらんいただきたいと存じます。

(2)物品につきましては、決算年度中で、小型乗用自動車の1台の減、軽乗用自動車1台の増でございます。

なお、決算書の2ページから5ページにかけましての決算数字につきましては、ただいまの事項別明細の説明をもちまして説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

また、決算書にあわせまして、地方自治法第292条において準用する同法第233条第5号の規定により事務事業の成果を説明する書類として平成21年度主要な施策の実績報告書をお手元にお届けさせていただいてございます。あわせてご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、認定第1号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご認定をいただきますようお願い申し上げます。

1. 議長（黒田 実君） 決算書の内容説明はお聞きの次第でございます。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。1番皿海議員。

1. 1番議員（皿海ふみ君） それでは、幾つか質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、新ごみ処理施設にかかわる環境影響評価の方法書の内容についてお聞きしたいんですけども、この水色の表紙の方法書読ませていただきましたら、この中で平成22年の3月、ことしの3月に候補地について改めて検証を行った結果、現在の予定地が最適であるという結果になったということが書かれているんですけども、ことしの3月に候補地について改めて検証することは事前には交野の議会のほうでお聞きしていなかったように思うんですけども、この今回の候補地についての再評価の目的と、またいつどのようなメンバーでこの再検討というのを行ったのかということをお教えいただきたいのと、またこの再検討を行うに当たって、結果によりましては候補地を変更するということもあり得るという、そういう想定で一から候補地を考え直すというスタンスでされたのかどうか、その辺の位置づけについて教えてください。

1. 議長（黒田 実君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） それでは、2点ご質問いただいておりますので、お答えいたします。

まず、再検証の目的でございます。これにつきましては、新ごみ処理施設整備事業に係る都市計画決定の手続を進めるに当たりまして、新ごみ処理施設整備基本計画が策定されたこと、受益を受けない近隣市、いわゆる生駒市への配慮。平成3年の選定から18年が経過し、社会状況や周辺の土地利用に変化が出てきたことなどを踏まえ、評価項目について見直しして検証したものでございます。21年度におきまして、四條畷市、交野市、組合の3者で検証作業を行っております。メンバーにつきましては同様でございます。

次の2点目の再検証を行う検証につきましては、用地の変更があるのを前提といたしますか、あり得るのかというご質問でございます。これにつきましては、用地選定を前提に行ったものではなく、現在の計画地の妥当性について検証を行ったものでございますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

1. 1番議員（皿海ふみ君） はい。

1. 議長（黒田実君） 1番、皿海議員。

1. 1番議員（皿海ふみ君） 再検証を行ったメンバーについて、交野市、四條畷市、また組合の3者でということなんですけれど、もう少し具体的に、どういう役職の方だとか、人数とか、お知らせいただけないでしょうか。

1. 議長（黒田実君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 両市のごみ担当の部課長、それと都市計画関係の課長、それと施設組合の我々、このそろっておるメンバーでございます。

1. 1番議員（皿海ふみ君） はい。

1. 議長（黒田実君） 1番、皿海議員。

1. 1番議員（皿海ふみ君） それから、用地の変更については、それを想定といたしますか、想定したのではなくて、現在の計画地の妥当性について検討するものだったというお話で、用地については変更しないという前提でされたようにお聞きしたんですけれども、そうならばなぜ候補地6カ所挙げまして、それぞれ以前と違う評価項目で評価もし直しましてされたのかということが少し理解できんものがありまして、用地を変えないのであれば以前の平成3年の立地選定のときのものを使うというほうがわかりやすいのかなという気もするんですけれども、なぜ再評価が必要だったのかという、もう少しお願いできますでしょうか。

1. 議長（黒田実君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 手元でお持ちの環境影響の評価方法書、これのいわゆる技術指針というのが若干変更されまして、複数のいわゆる候補地がある場合については、それを述べなさいというふうになってございます。そのこともございまして、我々あくまでも以前選定されました報告書、その内容について、あくまでも先ほど言いましたように妥当性を検証する。その検証する中で、やはり土地利用の状況も変わっておるし、そこら辺も考慮しながら検証したということでございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

1. 1番議員（皿海ふみ君） はい。

1. 議長（黒田実君） 1番、皿海議員。

1. 1番議員（皿海ふみ君） 全く生駒市への配慮など新しく項目につけ加えておきながら場所については変えないんだという前提でされたのであれば、やはり生駒市の方などに理解を得るようなものではないというふうに思います。

それと、今回の検証の作業について、こちらの方法書に対する意見の中でも不透明だというような意見も寄せられていたんですけども、これももう少し検討の作業というのをオープンな形で、会議を公開で行うとか、第三者の方も入れるとか、そういった形でオープンにできなかったのかと、そうしたほうがよかったのではないかと私は思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

1. 議長（黒田 実君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） この立地選定は平成3年に行われたものでございます。当時といたしましては、こういうやり方が一般的であったからと思っております。なお、現在ですと、ご質問のとおりのように、やはり委員会を立ち上げて、その中でやるというのが一般化しておりますけれども、当時の平成3年ではこれが一般的だったということでございます。

1. 議長（黒田 実君） 1番、皿海議員。

1. 1番議員（皿海ふみ君） 済みません。質問の仕方が悪かったと思うんですけども、本来ならば3月の検討、再検討の場において、今住民合意ということが非常に大切だと言われる中で、こういった再検討というものを余りだれも知らないうちにやってしまうような形で、もう少し住民の方にこういう作業しますよというような説明も事前に必要だったのではないかなという趣旨で申し上げたんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

1. 議長（黒田 実君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） あくまでも平成3年の検証でございますので、場所は変えない、それを意識しないという、いわゆる検証でございますので、あえて市民の皆さんを入れて委員会を立ち上げるというのはどうかなということもございまして、我々行政マンの中で行ったということでございます。

1. 1番議員（皿海ふみ君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 1番、皿海議員。

1. 1番議員（皿海ふみ君） その会議のこういう作業を行うということや、また事業の報告などももう少しオープンに公開していただくほうがよかったかなというふうに私は思います。

それで、その評価の方法についてももう少しお聞きしたいんですけども、今回その再検討、検証が行われる中で、候補地を6カ所挙げられまして、評価の基準として市街地からどれだけ離れているかということなど9つの項目で点数つけられていまして、結果として現在の予定地が最適

だという話なんですけれども、この評価の項目の中にこの間問題になっております土壌汚染の問題が全く入っていないということで、この方法書を作る時点では既にこちらの議会でも土壌汚染の問題議論になっておりましたので、そのあたりが全く触れられないでこの再評価、再検証が行われたというのは不十分だったのではないかというふうに私は思うんですけれども。

1. 議長（黒田 実君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 再検証の段階では土壌調査には着手いたしておりませんでした。当然調査結果も出ておりませんので、他の候補地の土壌調査を行っていないということから、6カ所の統一的な評価項目とはならないということで、評価項目には含めてないということでございます。

1. 1番議員（皿海ふみ君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 1番、皿海議員。

1. 1番議員（皿海ふみ君） この場所でやるということを前提にして今回の作業をされたわけですので、既にこれまでの調査の中でも一定土壌汚染があるということが明らかになっている段階で、その問題を抜きにして、わきに置いて、こういったやり方で再検証、やはりここが最適だというやり方をされるのはやはり不十分だというふうに私は思います。

それで、すべてのその候補地について土壌調査するというのは事前には難しいとは思いますが、それぞれの土地について、これまでどういう利用されてこられたのか、現状どうなのかという、土地の履歴調査のようなものはそんなに難しくなくというか、ちょっとわからないんですけれども、可能だと思えるんですけれども、そういった項目を今回の再検証の中に入れることはできなかったのでしょうか。

1. 議長（黒田 実君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 確かに履歴調査の方法もあったかもわかりません。ただ、履歴調査を行うのと土壌汚染があるというのは別問題でございまして、いわゆる履歴調査の中でおそれがあるなしは判断できましても、汚染の有無は判断できないということでございます。

1. 1番議員（皿海ふみ君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 1番、皿海議員。

1. 1番議員（皿海ふみ君） 少なくとも今回のこの再評価にかかわる概要のところ見せていただきましたら、技術指針の中ではそれぞれの候補地について長所と短所と留意すべき点を書くんだということが言われてるんですけれども、今の予定地について土壌汚染のおそれがあるというか対策が必要だというふうな記述は一言もないと。ここにやはり土壌汚染について今後取り組んでいく必要があるということは一言この方法書の中で触れておく必要があったと思うんですけれども、



いかがでしょうか。

1. 議長（黒田 実君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 方法書の作成の提出段階では土壌調査は行っていないため記載してないということでございます。今後、これが準備書、現地調査が終わりまして準備書の作成に入るわけでございますけれども、その段階におきまして、その対策も含めて記載するという事で考えてございます。

1. 1番議員（皿海ふみ君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 1番、皿海議員。

1. 1番議員（皿海ふみ君） 今の場所が最適なのかということ判断する際には、やはり土壌汚染の問題をどのように判断材料としてとらえていくのかということが一つのポイントになると思いますので、それなしにこの3月に検証されたというのはもうやはり不適正だったのではないかなということ、意見として申し上げておきたいと思います。

あと、最後にもう一点、予定地の近隣の下田原の住民の皆さん、また生駒市の住民の皆さんとの話し合いの状況はどのようになっているのか、状況教えていただけますでしょうか。

1. 議長（黒田 実君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 今、ご意見の中で下田原のお名前と生駒市のお名前が出てございます。十分にご理解いただけていない地域として、四條畷市下田原地区と生駒市の近隣自治会というふうでございます。現実的には、これまでの取り組みの中の、例えば方法書の公示縦覧の折にも説明会等を開催させていただいて、その事業に対するご理解をいただくための努力はさせていただいてございます。また、個別には会長さん、代表者の方々とお会いさせていただく中で事業に対するご理解をという思いで接触もさせていただいてる実状でございます。この中では十分にご理解を得られたという形にはなってございませんけれども、説明会等々あるいは情報の提供等々を通じて今現在もご理解をいただくための努力をしている最中でございます。よろしくご理解いただきたいと思っております。

1. 1番議員（皿海ふみ君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 1番、皿海議員。

1. 1番議員（皿海ふみ君） いろいろ努力はしていただいていると思うんですけども、現実なかなか合意が進まないという中で、今回この意見書に対する両市の意見として、この3月に再評価した結果、やはり今の土地が最適だという結果になったんだというふうなことで済ませているんですけども、やはり結論先にありきで行われたこの調査や、またその調査をするということも住民に知らされていなかった、また土壌汚染の問題も評価項目に入っていなかったという、こういう

やり方で進めていくともう一層不信感が広がるのではないかなという気がいたしますので、今後合意形成に向けて住民の皆さんに情報の公開と、また丁寧な十分な説明というものを一層努力お願いしたいと思います。

以上です。

1. 議長（黒田 実君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） それでは、少し先ほどの質問とダブるところもあるかもしれませんが、私は新炉建設に関して喫緊に起こった重大な課題として土壌、地下水汚染の問題について幾つか質問させていただきたいと思います。

土壌や地下水から有害物質が検出されたことについて、先日両市議会で説明があったところです。もとをたどれば1年前のこの議会の中で指摘があって、ことし5月から調査を行った結果判明したということで、まず質問したいのは、なぜこのような結果が出たのかと、その責任はどこにあるのかという問題について伺いたいと思います。このような結果が出て、航空写真だけでなく、改めて過去の土地所有者などに土地の履歴を聞いて調査をしたというふうに伺っておりますので、その中身について少し伺います。

1. 議長（黒田 実君） 梅垣次長。

1. 事務局次長兼資源循環施設整備室上席主幹（梅垣信一君） まず、1点目のなぜこのような結果が出たのかといいますと、まず手順といたしまして土壌汚染対策法に基づき履歴調査の中で、例えばあの土地に化学工場、有害物質を取り扱う工場ですとか、それを貯蔵してる、製造してる工場があるかないかということで考えますと、その土地につきましては裸地でございました、草地でございました。それと、その後、そのところにそういう観点から過去に、平成4年度のときに鉛、砒素、総水銀という物質が出てきたということで、汚染のおそれがあるという履歴調査のもとに、30メートルメッシュということを基準に79カ所調査をしております。その調査方法につきましては土対法に基づく調査をしております、確かに79カ所において地下水では18地点、土壌につきましては6地点、有害物質は出ておりますが、残りの地点、地下水につきましては残りの56地点、ほかの有害物質につきましては5点を引いて72地点か3地点、ほとんど有害物質は出ておりません。ほんで、地下水汚染の原因を考えますと、土壌も調べてみますと、土壌の汚染の項目と地下水の汚染の項目は全く違います。ですので、地下水由来がその上の土壌にあるのかといったところの因果関係はその調査結果からは明らかではございませんでした。ただ、流向流速とかいろいろ調べますと、あくまでも地盤面が南西方向に傾いておりますので、生駒側のほうから天野川のほうに地盤面が傾いており、そこから地下水がそっち方向に流れるということと、またその地形につきましてはくぼ地になっておりますので、そこが地下水が滞留していることがござ

いますことから、本当に何が原因なのかというのはわかりませんが、土壌の調べた項目と地下水を調べた項目ということをもちましてなかなか関係がはっきりわからないというのが現状でございます。

それと、地歴調査につきましては、昭和46年ごろから50年代当初にかけまして航空写真をもとにその調査を調べました。そうしますと、対象時期につきましては聞き取りも行っておりますけれども、真砂土が採取されまして、その跡地に建設発生土等が持ち込まれたというようなお話は聞き取りの中でいただきました。

以上でございます。

1. 9番議員（岸田敦子君） はい。

1. 議長（黒田実君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 今の説明で、ほとんど汚染が出ていないというようなご答弁がありましたけれども、確かに水は流れておりますので、因果関係はこの土地だけの問題かというのはありますが、ただ実際にダイオキシンが地下水で160倍という、基準の160倍というのが出てますし、そしてまた土壌においても基準値以上のそういう値が出ていると、これは事実ですので、一部であっても汚染された土地だということは言えると思います。

なぜ高濃度のダイオキシンが検出されたのかというところをもう少し伺いたいんですが、基準値以上の高濃度のダイオキシンが検出されるというのは、建設残土という、以前のこの議会の説明、その建設残土だけでそういうものが出るというのは説明がつかいません。昨年の議会の答弁では建設残土が持ち込まれていたということを認めておられますが、産業廃棄物の焼却灰が持ち込まれていたという質問に関しては不明だということをおっしゃっています。でも、これだけのダイオキシンが検出されるということは、やはり焼却灰が持ち込まれたという可能性高くなったのではないかと思うんですが、それについてはどういう見解ですか。

1. 事務局長（北崎文雄君） はい。

1. 議長（黒田実君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ダイオキシンに特化してご質問ございました。本日お配りさせてもうた中でダイオキシン類の発生する原因というのは実は解説した部分でございます。要は、燃焼する過程において発生するものはダイオキシンということの中で、一定燃焼行為のあったものがあるだろう。大きくは外から持ち込まれたもの、自然界ではない物質でございますので、そこで木々を燃やしておられたという行為がある場合もございましょう。また、建設残土の中に焼却により建設材を燃やしたようなものが入っておったということも想定できるでしょうということで、そのものが具体的にこれだという形はわかってございません。そこで、いわゆる暖をとるために木々

を燃やしておられた場合でもダイオキシンは検出されるということでございますので、そういう物質であるということをご理解いただきたいと存じます。

1. 議長（黒田 実君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 具体的にどういう処理でダイオキシンが発生したかわからなくても、建設残土持ち込んだ業者についてはある程度わかってるんですね。その業者に確認作業はされてるんですか。

1. 議長（黒田 実君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 履歴調査という中で、当時昭和50年ごろでございます、相当古い形の中で、その当時のその搬入してるであろうという方々にお会いして、履歴ということなり、聞き取り調査をしてございます。その中でも、やはり建設発生土が持ち込まれておったということでございます。そんな中で、焼却灰を運んだと、その一つの目的のものを運んだという履歴はございません。ただ、建設発生土でございますので、その中に建設木材等の焼却の部分もあったかもわからんというふうなところまでは聞き取ったというふうに業者から聞いてございます。ただ、それをすべて、焼却灰等をすべて持ってきたということでは聞き取れてございませんので、あくまでも建設発生土であるということでございます。

1. 議長（黒田 実君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 今となってはもう30年、40年前ということなので、はっきりわからないということではあっても、先ほど言いましたように汚染された土地だということがはっきりした中で、産廃を持ち込んだ業者と、その購入した責任者に何らかの責任をとってもらおうということについて、現段階での見解はいかがなものかお伺いします。

1. 議長（黒田 実君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 昭和50年にそういう行為があったという部分の中で、行為者がだれであるかと、非常に特定は難しい問題であろうというふうに思っております。先ほども、繰り返し申し上げますけれども、そういうダイオキシンが発生する焼却灰を運んだという経過は確認できてません。だから、建設発生土の中にそういう部分もまざっておったんであろう、あるいはそこで私が申し上げましたようにたき火でもしてたかもわからんということの部分の中では、その持ち込まれた土がすべて問題であったというふうに限定するのも非常に難しいところがございます。ここらについては、おっしゃってる意味は理解してはいますが、今どうだという形の部分についての断定はできないというふうに考えてございます。

1. 議長（黒田 実君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） こういう問題に関しては、ここの議会では言いにくいというようなこと

はあろうかと思しますので、また両市とも話し合いをしながら、そういった産廃を持ち込んだ業者、そしてまた土地を購入した責任者にどれだけ損害賠償など求められるのか、法的措置ができるのかということは弁護士などにも相談しながらぜひ検討をすべきだというふうに思います。

次に、よりその詳細な調査のことで今後の対策について少し伺いたいと思います。先ほど方法書の中でのその最適地ということ、これについて幾つか質問がありましたけれども、こうした結果が出た以上、この土地が最適地かどうかの判断も再度必要ではないかと思われるのですが、現段階でもこの予定地が最適地であるという認識に変わりないのか、それともそれを再検証するということであるのか、その辺についてはどうですか。

1. 議長（黒田 実君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 両市の中でこの建設用地を最適地と決めていただいた部分、私どもとしてはここを最適として事業建設を進めるという思いでございますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 9番議員（岸田敦子君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 私どもの立場からしたら、もうこのような土地は、以前から住民合意が得られていないという問題もありますが、この結果からももう最適地とはとても思えないということは指摘しておきます。思えないけれども、今おっしゃられたように強引にもこの土地を進めていくという立場であれば、この土地の有害物質の処理や地下水の対策を考えなければならないという問題がありますよね。高濃度の物質の結果出た場所、先ほど少し触れましたが、土壌と地下水で見ると、同じ場所からほとんど出ていないということはお答えでありました。ほんで、ダイオキシンでは地下水の160ピコが報道で大きく取り上げられて、土壌のほうで、I-8-5でしたか、そこで基準値が1,000ピコグラムに対して1,100ピコグラムが検出されていると。先ほども言いましたが、この値については専門家に伺いますと、この基準値そのものが甘いんだという指摘もあります。昨年の議会の議事録を見てますと、議員の方も指摘をされておりますが、ドイツの公園の基準というのは100ピコグラムだと。それから比べても甘く、また水は1リットル当たり1ピコグラムという基準で、土壌はグラム当たり1,000ピコグラムという、その単位も違うので、水から見ても土壌の基準というのは非常に甘過ぎるという指摘もあります。そのことから、その地下水の160ピコグラムもすごい値だけれども、土壌の1,100ピコグラムも異常な値だということが言えます。昨年の議会で調査に関するやりとり、これを見てみますと、30メートルメッシュの結果で高い濃度が出た地点ではさらに10メートルメッシュの調査が必要と答えておられますが、この調査はするんでしょうか。

1. 議長（黒田 実君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） これ以上のより詳細な調査、いわゆる10メートルメッシュでの調査につきましては、いわゆる今回の調査をもちまして土地の所有者が土壤汚染対策法第14条に基づきまして区域指定というか、そういう申請をいたします。その結果、大阪府が要措置区域にするか、形状変更時の届け出区域にするか、どちらかに決めていただくということになるかと思えます。あくまでも我々といたしましては調査はこれで一応終了いたしまして、大阪府に申請するという事で考えていきたいと考えております。

以上です。

1. 議長（黒田 実君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 申請するという事で、じゃあ何らかの対策をとるというようなことになるんですかね。それは府の指導でいろいろ対策を考えていくということなんですかね。

1. 議長（黒田 実君） 西端室長。

1. 資源循環施設整備室長（西端善夫君） 今回、できれば申請につきましてはできるだけ早い時期に行って、土地の所有者のほうから行っていただくということで調整をしていきたいと考えております。当然、申請をしますと先ほど言いましたように2つの区域に分かれます。要措置区域と形状変更の届け出区域とは全くその性質が異なりまして、要措置区域になりますと何らかの措置をしなければならぬ。片一方の届け出区域につきましてはもう原則措置は要らない区域になりますので、これが今の段階ではどの方向に行くかわからない状況でございますので、これら大阪府の見解を待って対策等考えていきたいと考えてます。

1. 議長（黒田 実君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） じゃあ、現段階ではその対策についてどんな対策をやっていくとか、予算についてはどれくらい要るとか、そんなことは今の段階でこの場では答えていただけないということですかね。

1. 事務局長（北崎文雄君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 実は、この定例会終わった後に、報告案件としてお手元に資料をお配りさせていただいてる中でご質問お受けしてます。この調査結果を踏まえた今後の手続の流れ、先ほど言いました大阪府への届け出、それと地域指定の考え方等々についてご説明申し上げようと思っております。今後は土地所有者に対して、その措置の命令が下されると。届け出した主体としても土地所有者という形の中で、私ども両市から委託を受けた中で調査をした、ここまでの部分として組合としてやってきた。この後については、土地所有者に対して、そういう手続に入

っていただくという手続になってございます。その今後の手続につきましても後ほど、定例会の後々資料をお配りさせていただいて説明させていただこうという思いでございましたので、その折にご説明申し上げますので、よろしくをお願いします。

1. 議長（黒田 実君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 事前に聞いた範囲では、まだ余り具体的にわからないということですので、これ以上は言いませんが、ただやはりこの土地に関してはさらに予算がかさむことが懸念されるという問題としてある、そんな中で住民の方から理解を得ること、さらに難しくなっているのではないかと私も感じていますので、最後にその問題をお伺いしたいと思います。きのう下田原の住民の皆さんに今回の調査結果についての説明会をされていますね。そこでどんなご意見が出されたか聞かせていただきたいのと、今後他の地域への説明会予定しておられるのかということをお伺いします。

1. 議長（黒田 実君） ちょっといいですか。

1. 9番議員（岸田敦子君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 質疑をあえて中断するつもりはありません。後ほど説明、より詳細の説明があるちゅうことで、今回はちょっと決算認定ちゅうことですから、いかがでしょう、この中でやっていただいても結構なんですけど、あえてこの場でやられるというおつもり。それとも、その詳細の、きのうの説明会では、ちょっと恐らくその辺も、その後の調査結果出て以降の対応という報告もあろうかと思うんですけども、どうされる、この場であえてやります。それとも、もう後ほどの説明会でまた聞いていただいてもいいんですけど。

1. 9番議員（岸田敦子君） そうですね、後の討論の問題もあるので、すいません。

1. 事務局長（北崎文雄君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 昨日、夜7時から下田原地区の集会所において、地区では集会ということで回覧回されて参加者を募られたということで、これは下田原の区長様のお呼びかけによって四條畷市のほうで対応なさったという手続でございます。結果的につきましては21名のご参加がございました。その中で調査結果の概要、もう10分か15分程度の概要、あとは質疑をお受けするという形の中で進めさせていただいたと思います。先ほどからもご質問ある、対策にどのような形になるのかとか、今後の手続はというような質問もございました。また、地下水の汚染ということについて、ダイオキシンということに対して非常にびっくりされた部分があって、ということで、私どもは下田原地域は現計画地から上流部になると、水については下から上に流れるということは当然考えられないと。ただ、必ず流れないということではございませんということ

も踏まえて、私どもが持つておる情報についてはすべてご説明し、お願いさせていただきました。また、行政のほうの不満としてはやはり、なぜそのような土地を買ったのか、経費はどうするんだとかというような厳しいご意見もあったという事実はございます。今現在まだ、記録として何ら録音もしてございませんでしたので、手でのメモ程度でございますので、今の段階ではこの程度にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

1. 議長（黒田 実君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） じゃあ最後にお伺いしますけれども、私もきのうのその説明会の様子がどのような内容だったかということに住民の方にお伺いしました。住民の方から先ほど説明していただいた中身とか、そういう声があったというようなことも聞いたり、やっぱり住民の方々はより不安が増しているような、そういう発言もあったというふうに聞いています。このような結果が出たので、現在の予定地が最適地なのかどうかを住民とともに考えるという、このことを我々以前から言うてはきておりますが、行政としても真剣にそのことに踏み出すべきじゃないかと改めて問いたいですけれども、これについてはどうですか。

1. 事務局長（北崎文雄君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 今度、土壌汚染という問題が起こったために、あつこが最適地でないという判断は考えてございません。これから法的な手続の中でその対処、対策というのを決定していくという形になろうかと思っております。土壌汚染があったからあつこでは建設できないというものではないというふうに考えてございますので、私どもとしてここを建設計画地として、事業計画地として取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 9番議員（岸田敦子君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） その姿勢についてはもう何度聞いても同じだと、変わらないということがはっきりしましたけれども、その姿勢を変えないと、こういう問題が起きて、さらに住民の不安が増している中で住民合意得られるのが難しくなっていくのではないかと、本当にもう懸念をします。そのことを十分に理解した上で住民との話し合いに当たるように、もう改めて要望します。

それで、これは参考までにですが、先日四條畷の常任委員会で視察行ったのが東京都三鷹市だったんですけども、ここで小中一貫教育というのを視察をしまして、当初この小中一貫教育についてはすごく反対があったと。しかし、説明会を重ねて、住民の声をもとに行政が実施時期を



ずらしたり、方針を変更しながら、住民の理解を得ながら進めていったという説明がありました。その担当の説明された方も地域を巻き込んでやっていくのがやっぱり成功の秘訣だというふうにおっしゃっていたんですね。ここはもう大いに学ぶべきだということは指摘して質問終わります。

1. 議長（黒田 実君） 6番、栗原議員。

1. 6番議員（栗原俊子君） それでは、私は歳入歳出決算書の35ページのところでちょっとお尋ねいたします。もうすっかりわかっていることを再度ということになります。焼却施設の中ではやっぱりごみ処理ということについて一番この支出額が多いということで、今年度はこの意見書を参考に申請件数を見ましたら、この5年間だけで、特別突出はしていないんですけども、少なくとも19、20年に対して21年度は衛生費5.9%、昨年度に比べて5.9%増加してますね。これはもう非常に焼却を、施設ということの消耗度ということを見ると十分考えられることですが、以後この焼却施設何年ぐらい維持管理していかなければいけないかということで、年間どれぐらい、毎年予算のうちにこういうことを入れておられるのかということについてお尋ねいたします。

1. 議長（黒田 実君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼会計課長（奥田浩樹君） 何年度までこの施設をとということでございますけれども、我々は新しい施設稼働がされ、無事にこちらからそちらのほうに移行できた段階までは、段階できるまではこの施設を維持管理していく責任があるということに思っております。

工事費のほうでございまして、平成16年度に策定いたしました今後10年間の整備計画書というものをもとに整備計画を立てております。最近焼却施設の点検も毎年行わせていただきまして、優先順位をつけさせていただき、できる限り後ろにお金をかけるのではなく、今の予定では28年度稼働の目標にしておりますので、それまでの間、できるだけ前のほうにお金をかけて、後ろではかけないというような考え方の中で計画を立てております。平成21年度1億9,000万円の金額でございまして、平成22年度1億5,000万円弱の予算をつけさせていただいてございますが、今後もう、平成23年度あるいは4年度にかけては若干これの程度の金額は必要かなと考えてございますが、それ以降についてはできるだけ経費を抑えるというような形で計画を立てるようなことで進んでおりますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

1. 議長（黒田 実君） 6番、栗原議員。

1. 6番議員（栗原俊子君） 大体想定内というか、予算のうちの修繕費ということでとらえさせていただきますので結構です。

続きまして、本当に小さな質問なんですけれども、決算書の13ページの住民訴訟賠償責任保険

事務手数料で、これ小さい金額なんですけど、これちょっと私今まで見たことがなかったという  
か知らなかったもので、何でございませうか、教えてくださう。

1. 議 長（黒田 実君） 太田課長。

1. 総務課長（太田広治君） 答弁のほうさせていただきます。

この住民賠償責任保険となつてございませう分なんですけれども、職員が民事訴訟を起こされた  
場合の保険といたしまして、任意で加入している分でございませう。市民の方から窓口業務で遅滞  
があつて、その分で損害を受けたとかということで、今個人を訴えられる訴訟というのが起こさ  
れる場合がございませうので、その場合につきまして職員に瑕疵がなければ、その補償していただ  
く保険を任意でかけさせていただいていると。その事務手数料といたしまして年間3%の額が事  
務手数料として一律返つてきませう関係上、うちのほうで雑入のほうで受けさせていただいで  
ると、こういった内容になつてございませう。

1. 6番議員（栗原俊子君） はい。

1. 議 長（黒田 実君） 6番、栗原議員。

1. 6番議員（栗原俊子君） ありがとうございます。全く別のことを、何か住民訴訟を起こされそ  
うなのかな、起こつてるのかなつて、ちょっとわからなかつたものですからお聞きしました。

続きまして、あと一点、この主要な施策の実績報告書の19ページと21ページに書いてあること  
です。大変失礼な物言いかもしれない、質問かもしれないんですけど、四條畷市のほうが1人当  
たりのごみ搬出量が多いですよね。なぜですかと聞くのもちょっとおかしいかなと思ひながら、  
やっぱり、え、どうしてかなつて、ちょっと聞きたかつたのでお尋ねします。

1. 議 長（黒田 実君） 奥田次長。

1. 事務局次長兼会計課長（奥田浩樹君） 四條畷市のほうが交野市のほうよりも1人当たりのごみ  
量が多いということございませうけれども、四條畷市のほうが1人当たりの……。

1. 6番議員（栗原俊子君） すいませう。

1. 事務局次長兼会計課長（奥田浩樹君） すいませう。今の問題、なぜそういうふう  
に四條畷市のほうが1人当たりが高いというのは、単純にこの搬入量を日で割つて、年、率で割つてお  
りますので、具体的になぜそれが多くて交野市さんのほうが低いかというところは、具体的な、これがこ  
うなので多いですというのは非常に答弁としてお答え申し上げるのが困難かなと思ひますんで、  
申しわけございませうが、よろしくお願ひ申し上げます。

1. 議 長（黒田 実君） 6番、栗原議員。

1. 6番議員（栗原俊子君） そうですね。でも、ここに、19ページに、5年間比較してやっぱり四條  
畷市さんが多いんですよね。ごみ減量にどちらも尽力されてると思ひますが、その辺のところ

で一踏ん張りしていただきたいなというか、そういうふうな思いがあります。それが微量か、微量の範囲なのか、誤差の範囲なのかわかりませんが。

続きましてもう一点、最後に、21ページ、ごみ種別、月別搬入量でお尋ねします。四條畷市さん、事業ごみは交野市と比べて少ないですね。表、私、見間違っていないですよ。ずっとけた違いのような気がするんですけど、私、見間違ってるんでしょうか。そうでなかったら、どうしてこうもけた違いほどの四條畷市は少なく交野市が多いのか。

1. 事務局長（北崎文雄君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 具体的な21ページの数字をお示しの部分です。これ収集体系がまず違うということで、四條畷につきましては家庭系ごみと事業系ごみも同じパッカーでそのまま運んでおられます。だから、その中で、ここで計量する折に、これが事業系のごみどうのというのは非常に難しいというところがあるんで、この中には事業系のごみちゅうのがカウントの中では全体では入ってごさいません。その違いでございます。極端に、同じように事業所数に応じてごみは出てきてございますんで、この数字の大きな違いでそういうことですね。カウントの仕方が、ここでカウントするとき、交野市さんは事業系ごみの収集については許可業者に、民間の業者がなさっておられる。完全にパッカー自身を分けておられますわね。四條畷は同じ業者で同じような形で回っておられるんで、その中のごみが事業系のごみか家庭ごみのまざった形で計量入って焼却炉に入ることですんで、その分け方ができません。この33.29という非常に小さい数字は多分シルバーなんかの持ち込みのごみ、それだけ単体で持ってきてカウントしたやつと。市のほうで許可を与えて持ち込んだごみちゅうのがございますんで、そういうやつがここに入っておると思っております。それについては両市からいただいた部分等も踏まえて判断できると思っておりますけれど、収集が違くと、収集体系が違うということです。

1. 議長（黒田 実君） 6番、栗原議員。

1. 6番議員（栗原俊子君） 素朴な質問です。収集体系が違ってよろしいんですか。私は事業系ごみと家庭ごみを一緒くたと言ったらいけないですけど、やっぱり分けるべきではないかなとずっと思ってきましたし。

1. 議長（黒田 実君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） その数字をカウントする場合は分けてたほうが計量しやすい、ここへ持ってきたときはもう入れるのは一緒ですんで、何らうちの清掃施設組合で受けるときにきちっと分けて持ってきてもらわんと困るということではなしに、同じようにピットに入っていきます。ただ、きっちりと事業系だけのごみをカウントしたいとなれば、計量という形になれば別途で収

集するというのとは一つの方法かと思えます。収集効率からしたら別途にするのがいいのか、あるいは同時にするのがいいのかというのはもう両市で判断なさってることで、組合では申し上げられないと思えます。

1. 6番議員（栗原俊子君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 6番、栗原議員。

1. 6番議員（栗原俊子君） そのようなお答えならそれで結構です。私は、また交野市は交野市でどうあるべきかというのを考えてみたいと思えます、今のご意見を参考にして。ありがとうございました。

以上です。

1. 議長（黒田 実君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（黒田 実君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございせんか。

1. 9番議員（岸田敦子君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 9番、岸田議員。

1. 9番議員（岸田敦子君） 四條畷市選出の日本共産党市会議員団の岸田敦子です。私は、認定第1号2009年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論します。

答弁にもあったように、新炉建設についてはいまだ住民合意が得られていません。そのような状況の中、本決算では新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査委託などの新炉建設事業費に1,315万円つぎ込まれ、翌年度に3,000万円が繰り越されています。本議会の中でも何度も申し上げてきましたが、住民合意が得られていない中での環境影響調査の実施は認められないというのが大きな反対理由です。

また、土壌や地下水汚染に関しては、住民の皆さんはさらに不安感を増しておられます。今の段階では具体的な対策や予算が示せないということですが、その対策に掛る費用がわかり次第、議会や住民に包み隠さず情報を明らかにし、住民とともにこの対策も考えるという姿勢を求め、反対討論とします。

1. 議長（黒田 実君） 1番、皿海議員。

1. 1番議員（皿海ふみ君） 平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の認定について、日本共産党交野市会議員団として反対の立場で討論を行います。

平成21年度は地元住民の合意がないままに環境影響調査の事業が進められ、またその過程にお

いても候補地の再検証の作業について土壌汚染の問題を考慮せずに検討を進めるなどの問題点があり、住民の理解を得るための十分な努力が行われたとは言えない状況だと考えます。今後、住民の合意形成に向けて市民への情報の公開と、十分な説明と協議を尽くしていただきますよう求めて反対の討論といたします。

1. 議長（黒田 実君） ほかにございませんか。

1. 8番議員（曾田平治君） はい。

1. 議長（黒田 実君） 8番、曾田議員。

1. 8番議員（曾田平治君） 四條畷の曾田平治でございます。平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論を行います。

本組合の平成21年度の決算額は歳入8億8,662万2,078円、歳出8億5,746万6,521円、差し引き額2,915万5,557円でございます。差し引き額を前年度の567万3,092円と比較すると、2,348万2,465円の増加となっております。

平成21年度のごみ搬入量は3万1,017.59トンで、前年度と比較して458.25トンと減少となっております。特に両市が廃プラスチックの分別収集を平成20年2月から開始されたことから、平成21年度、平成20年度は前年度と比較して大きく減少しておりますが、構成両市で取り組まれているごみ減量化対策の成果として、これら廃プラスチックを除くごみの搬入量も毎年減少している状況でございます。今後とも構成両市と連携を図り減量化への取り組みを継続していただきたいと、まず要望いたします。

また、人事においては団塊世代の退職者が続いております中で、職員の能力向上や組織の活性化を図るための職員研修を行っておりますが、今後は新施設の稼働も視野に入れ、研修計画を策定し、職員の資質向上などに努めていただくことを要望いたしまして賛成の討論といたします。

1. 議長（黒田 実君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（黒田 実君） これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

1. 議長（黒田 実君） 起立多数であります。よって、認定第1号平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定については可決されました。

日程第8、議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君）（議案書にて朗読）

1. 議長（黒田 実君）朗読が終わりましたので、理事者より議案第3号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者職務代理者。

1. 管理者職務代理者（田中夏木君）ただいま議題となりました議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、配偶者が育児休業している職員についても育児休業することができるようにされたこと等に伴い、規定の整備を行いたく本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（黒田 実君）引き続きまして、議案第3号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君）それでは、議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容説明を申し上げます。

参考資料に基づき説明をさせていただきますので、参考資料の2ページ、3ページをお開きいただきたいと存じます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、配偶者が育児休業している職員についても育児休業することができるようにされたことから、少子化の流れを変え、男女とも子育てしながら働き続けることができるような法の整備が図られたところでございます。

まず、育児休業についてでございます。第2条では育児休業することができない職員を規定しておりますが、第1号及び第2号に規定する職員は育児休業法において育児休業適用対象から除外されており、重複して規定されているため、これらを削り、第3号及び第4号を繰り上げ、育児休業等している配偶者がいる職員及び常態として子供を養育できる配偶者がいる職員について育児休業することの要件が緩和されたことに伴い、第5号及び第6号を削っております。

また、子の出生の日及び産後8週間の期間の最初の育児休業することができる、いわゆる産後パパ育児休業制度が創設されたことにより、当該期間を57日間と規定するため、第2条の次に第2条の2を加えております。

第3条をごらんください。育児休業の取得は原則1回となっておりますが、第3条各号に掲げる特別の事情がある場合は再び育児休業することができることとされております。再度の育児休業する要件として、夫婦が交互に育児休業したかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出

して、最初の育児休業した後、三月以上経過した場合、再度の育児休業することができることに緩和されたため、同条第4号中、当該育児休業した職員の配偶者、当該子の親である者に限る。が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の管理者が定める方法により養育したこと、当該職員を三月以上の期間を経過したこと、当該育児休業した職員に請求の際、両親が当該方法を承認の請求の際、育児休業に改めるとともに、それ以外の箇所については引用規定の整備を行うなど、所要の改正を行うものでございます。

第5条では、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも育児休業の承認の取り消し事由に当たらないこととされたため、同条中次に掲げる事由を育児休業している職員について、当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときに改め、各号を削るものでございます。

続いて、4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、育児短時間勤務についてでございます。育児休業と同様に育児短時間勤務をすることの要件が緩和されたことなどに伴い、第10条中、第10条第1号及び第2号を削り、第3号及び第4号を繰り上げ、第5号及び第6号を削るものでございます。

次に、第11条でございますが、育児短時間勤務につきましても、先ほどご説明させていただきました、育児休業と同様に再度の育児短時間勤務をするための要件が緩和されたため、同条第5号中、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者、当該子の親である者に限る、が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の管理者が定める方法により養育したこと、当該職員を、三月以上の期間を経過したこと、当該育児短時間勤務をした職員に、また請求の際、両親が当該方法を承認の請求の際、育児短時間勤務に改めるとともに、それ以外の箇所については引用規定の整備を行うなど、所要の改正を行うものでございます。

第12条では、育児休業法において規定している勤務パターン以外のものとして、これまでは変則勤務以外のものと変則勤務のものを規定しておりましたが、国家公務員の1週間当たりの勤務時間が本組合と同じ38時間45分となったため、変則勤務をしている職員の育児短時間勤務の1週間の勤務時間のパターンのみを規定することとするため、第12条を全部改正しております。

続いて、6ページ、7ページでございます。

第14条では、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも育児短時間勤務の承認の取り消し事由に当たらないとされたため、第14条中、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とするものでございます。

次に、部分休業についてでございます。育児休業と同様に部分休業する要件が緩和されたことなどに伴いまして、第20条中、次に掲げるものを育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定

による短時間勤務をしているに改め、各号を削るものでございます。

次に、8ページ、9ページでございますが、部分休業の規定を整備するため、第21条第1項中、部分休業の次に育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じを加えるものでございます。

続きまして、附則についてご説明させていただきますので、議案書にお戻りいただきたいと存じます。

附則第1項では、この条例の施行期日を公布の日から施行するものとしております。

また、附則第2項では、この条例の施行日前に改正前の第3条第4号または第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は同日以後はそれぞれ改正後の第3条第4号または第11条第5号の規定により職員が申し出た計画となすものとする経過措置を設けております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（黒田 実君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（黒田 実君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（黒田 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（黒田 実君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第4号管理者の選任についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（黒田 実君） 朗読は終わりましたので、管理者職務代理者より議案第4号についての提案理由についての説明を求めます。管理者職務代理者。



1. 管理者職務代理者（田中夏木君） ただいま議題となりました議案第4号管理者の選任についての提案理由を申し上げます。

平成22年9月7日をもって管理者四條畷市長田中の任期満了に伴い新たに管理者の選任が必要となりましたので、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（黒田 実君） 引き続きまして、本件につきまして中田交野市長より説明を求めます。  
交野市長。

1. 副管理者（中田仁公君） ただいま議題となりました議案第4号管理者の選任につきまして内容の説明を申し上げます。

管理者の選任につきましては、本組規約第7条第2項の規定に基づきまして、組合議会において関係市の長から選任をお願いするものでございます。

先般、四條畷市の田中市長と協議をさせていただきました結果、管理者を田中市長をお願い申し上げます、このように考えておるところでございます。

新ごみ処理施設整備事業につきましては、今後とも議員の皆様方のお力添えをいただきながら、田中管理者とともに引き続き強固な決意を持って一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。何とぞよろしくお願い申し上げますして内容説明とさせていただきます。

1. 議長（黒田 実君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（黒田 実君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（黒田 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号管理者の選任については、四條畷市の田中夏木市長に決定いたしました。

それでは、田中夏木市長に管理者就任のごあいさつをお願い申し上げます。田中市長。

1. 管理者（田中夏木君） それでは、就任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

両市における廃棄物行政につきましては、循環型都市の形成を目指し、ごみの減量化や再資源化といった施策の実施と老朽化した現有施設にかわる新たなごみ処理施設の整備が重要な課題と

なっております。特に新ごみ処理施設整備問題には多くの課題が山積しておりますが、副管理者の中田市長さんとともに地元の皆様方の十分なお理解が得られますよう努めてまいります。また、一日も早い施設建設に向けて取り組みを進めてまいり所存でありますので、何とぞ議員の皆様方には本組合の事業運営に以前にも増してご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、管理者就任に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

1. 議長（黒田 実君） これにて本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会に当たりまして管理者より改めてごあいさつをお受けいたしたいと思っております。管理者。

1. 管理者（田中夏木君） 第2回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日の組合議会におきましては、黒田議長さんのご就任をいただき、また平成21年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の認定並びにご提案させていただきました条例、管理者の選任につきまして、慎重なるご審議の上、ご認定、ご可決をいただき、まことにありがとうございました。今後とも皆様方のご支援とご協力のもと、本組合の抱える諸問題の解決について、副管理者の交野市長さんとともに努めてまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、朝夕寒さが増してまいりますことから議員の皆様には健康にご留意をいただき、より一層のご活躍をご祈念申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

1. 議長（黒田 実君） 以上をもちまして平成22年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回を閉会いたします。

（時に16時04分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成22年11月 2日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

黒田 実

四條畷市交野市清掃施設組合副議長

平野 美治

四條畷市交野市清掃施設組合議員

栗原 俊子

四條畷市交野市清掃施設組合議員

佐藤 誠